

第 58 号議案

豊後大野市営やすらぎ住宅団地貸付けに関する条例の廃止について

豊後大野市営やすらぎ住宅団地貸付けに関する条例を廃止する条例を別紙のように定める。

令和 3 年 6 月 14 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

やすらぎ住宅団地貸付地の払下げ登記が全て完了し、当初の目的を達成したことに鑑み、本条例を廃止したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市営やすらぎ住宅団地貸付けに関する条例を廃止する条例

豊後大野市営やすらぎ住宅団地貸付けに関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 233 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（豊後大野市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 豊後大野市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

別表市営やすらぎ住宅団地審査委員会委員の項を削る。